

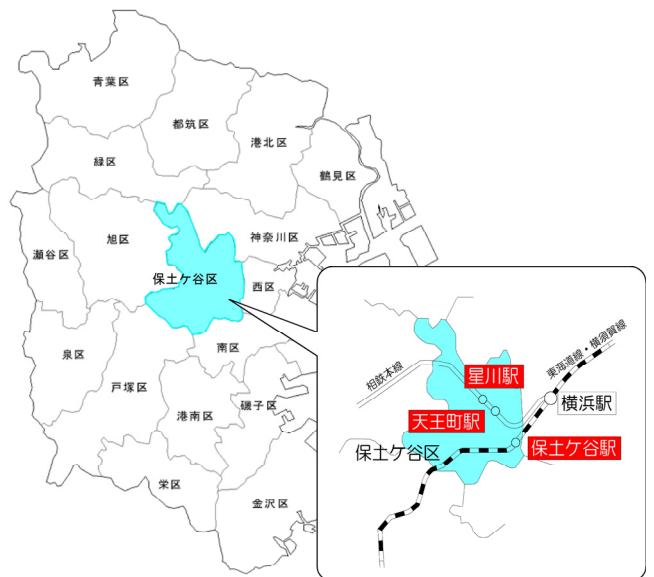
# 横浜市 星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区 道路特定事業計画 — 概要版 —

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

保土ヶ谷区では、平成22年度に「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。この基本構想の策定から約8年が経過し、これまでの成果と実績に基づく更なるバリアフリー環境の構築に向けた見直しと、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺地区のバリアフリー化への展開も含めた新たな基本構想の検討を進めることにしました。

今回、この新たな基本構想の実現に向け、「横浜市星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。



## ● 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

## 基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

保土ヶ谷区バリアフリー基本構想では、星川駅、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

### ■生活関連経路とは

生活関連施設相互間の経路のうち、特にバリアフリー化する必要性が高い経路で、目標とする整備水準によって『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』に区分されています。

#### ○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、またはすでに同基準等に沿った整備がなされている経路。

#### ○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約により、生活関連経路Aに設定できないが、その経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限りバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路の位置については、道路局企画課のホームページに記載されています。「横浜市保土ヶ谷区バリアフリー基本構想」で検索してください。



## ● 道路特定事業の整備計画

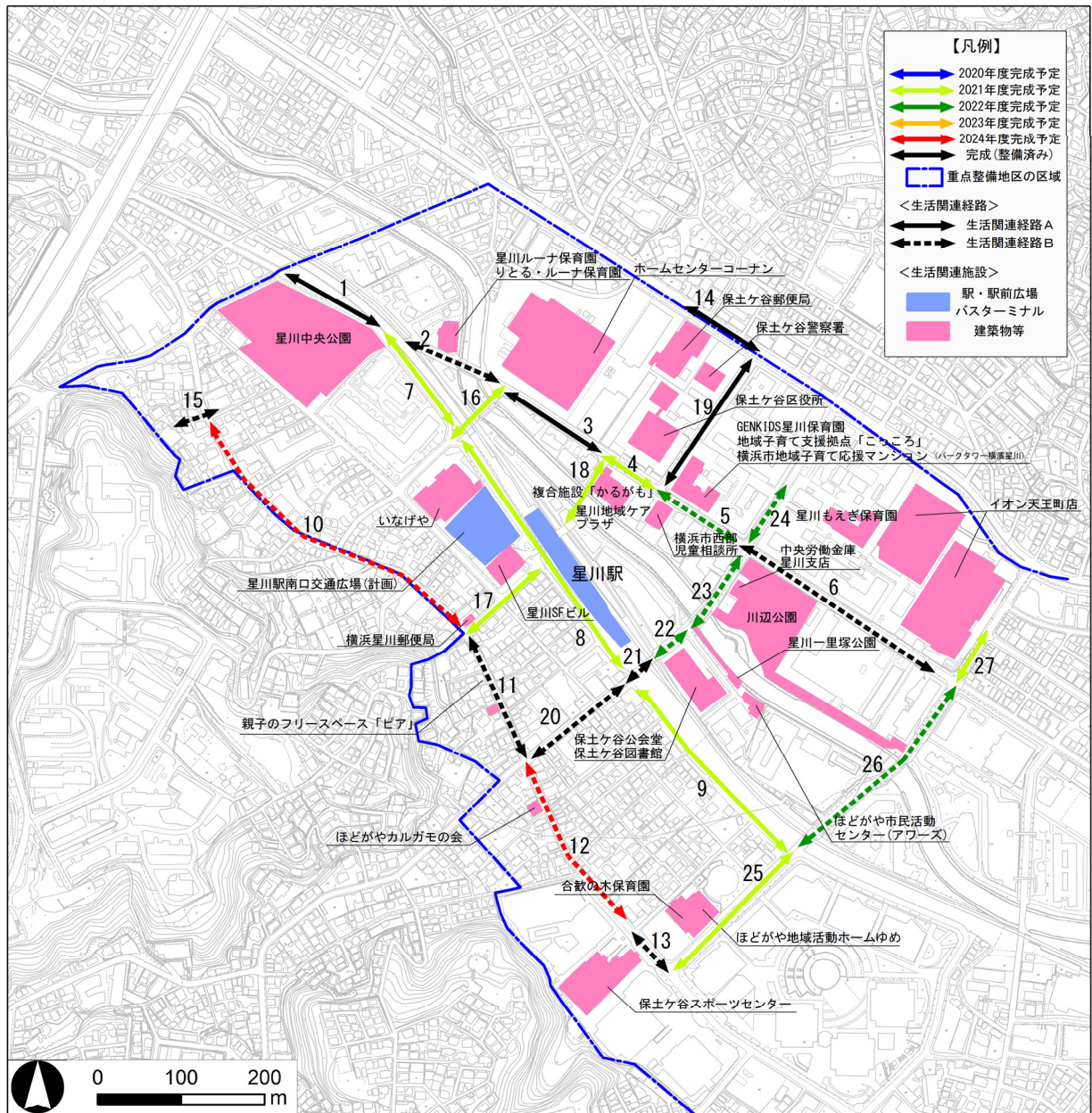
重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

- ①個別経路の事業計画
- ②道路特定事業計画の対象経路

なお、他事業者との調整や予算等により必要に応じて計画を見直します。

## ②道路特定事業計画の対象経路

### 【星川駅周辺地区】

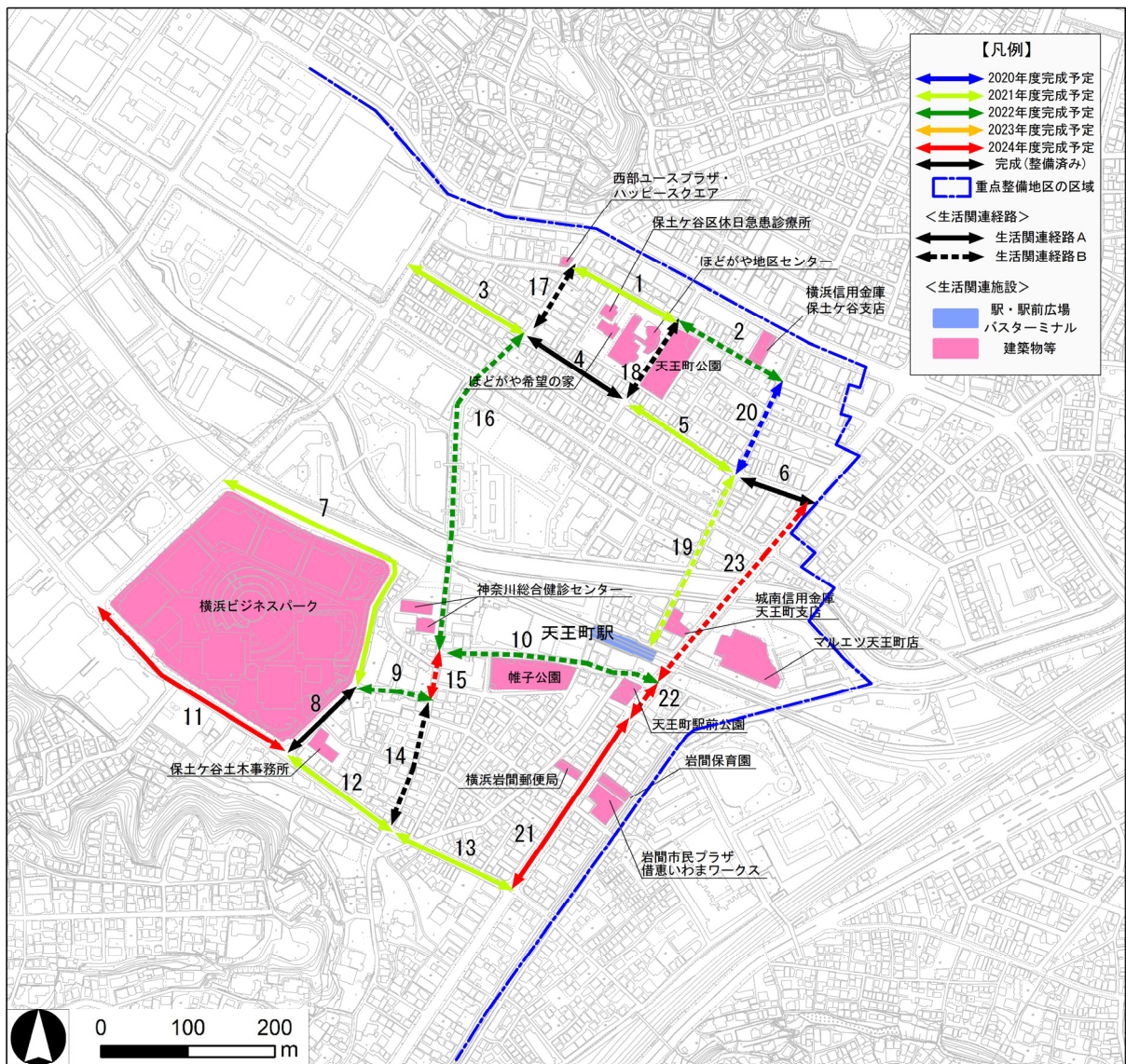


※7、8、9については、相模鉄道本線(星川駅~天王町駅)連続立体交差事業の道路整備により施工(2021年完成予定)



## ②道路特定事業計画の対象経路

### 【天王町駅周辺地区】

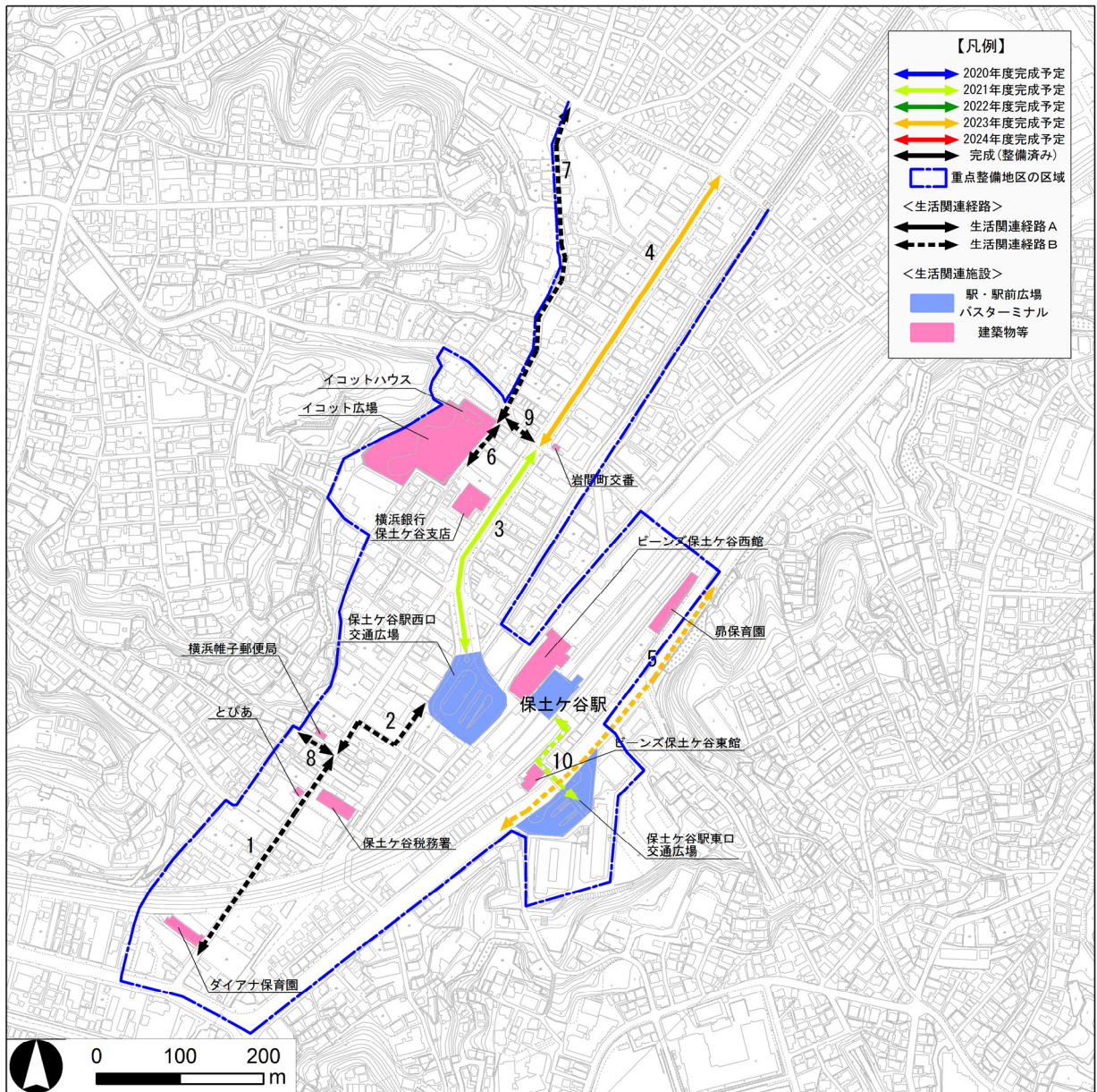


【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】



## ②道路特定事業計画の対象経路

### 【保土ケ谷駅周辺地区】

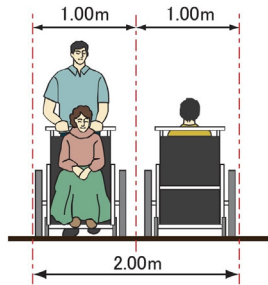


【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

## 主な整備基準

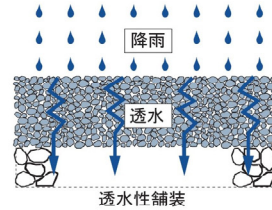
### ■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



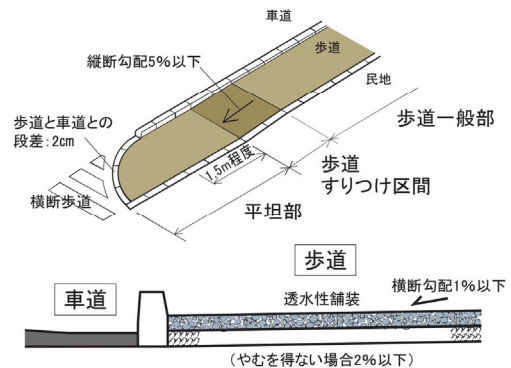
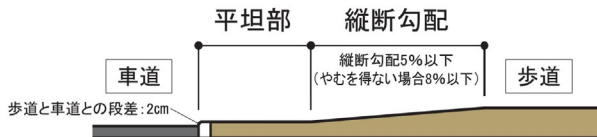
### ■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。（透水性舗装等）



### ■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



### ■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。（周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。）
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

## ● 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

### <お問い合わせ>

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所  
〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町61番地  
電話:045-331-4445 FAX:045-335-0531

横浜市道路局道路部施設課  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
電話:045-671-2731 FAX:045-651-5443

道路特定事業計画の閲覧は  
横浜市道路局施設課のホームページへ

横浜市の道路のバリアフリー事業

検索

(横浜市地形図複製承認番号 令元建都計第9055号)

2020年3月発行